



行政の 焦点

二階建ての工場建屋などには製品等を運搬するため、エレベーターを設置されていることが多いと思います。

本年6月以降、工場建屋などに設置されているエレベーターについては、昇降路の荷の積卸口に戸がない、戸があっても、戸が開いた状態で搬器を昇降させることができる、あるいは、搬器がない階の戸が開くことから、エレベーターの使用の停止を命じた事業場が5件ありました。

そこで、今回、エレベーターについて、ご留意いただきたい内容について

て紹介させていただきます。
「昇降機」「リフト」

エレベーターと簡易リフトの注意点

など機械の名称が何であれ、工場などの建屋に設置されている『人および荷（人または荷のみの場合を含む）をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置』は、労働安全衛生法上、エレベーターに該当し、その構造は『エレベーター構造規格』に合致したものとしな

ければなりません。また、搬器を昇降させるための動力の形式は問いません。巻上機であろうと油圧ジャッキであろうと、動力を用いて、ガイドレールに沿って搬器を昇降させ、人または荷を運搬することを目的とする機械装置であれば、エレベーターに該当します。特に、積載荷重（搬器にのせることができる最

大の荷重）が一トン以上のエレベーターを製造する場合、労働局長の製造許可を受けることが必要ですが、積載荷重が一トン未満のものであっても、積載荷重が二五〇キログラム以上のものであれば、『エレベーター構造規格』を満たさなければ、設置・使用などが禁止されているので注意が必要です。なお、『搬器の床面積

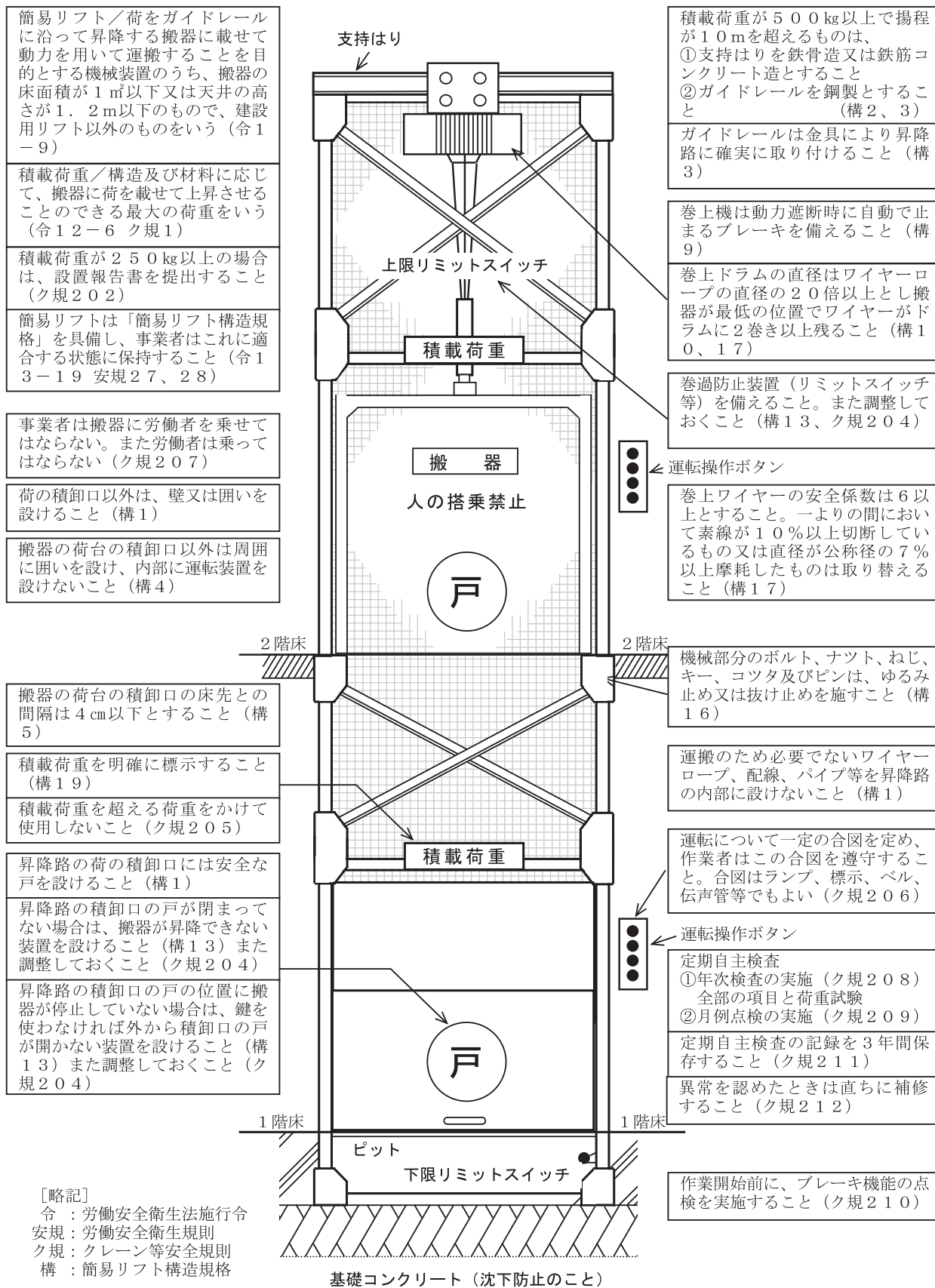
が一平方メートル以下、又は、その天井の高さが一・二メートル以下の荷のみを運搬することを目的とするエレベーター』については、労働安全衛生法上、簡易リフトに区分され、エレベーター構造規格より要件が緩和された『簡易リフト構造規格』を満たせば、設置し、使用することができます。ところで、これら『エ

レベーター構造規格』あるいは『簡易リフト構造規格』には、安全装置として、
①昇降路のすべての荷の積卸口の戸が閉じていない場合には、搬器を昇降させることができない装置、
②搬器が昇降路の荷の積卸口の戸の位置に停止していない場合には、

鍵を用いなければ外から当該荷の積卸口の戸を開くことができない装置
の取り付けが義務づけられています。今回、使用の停止を命じたエレベーター（簡易リフトを含む）は、昇降路の戸に、①あるいは②の安全装置が取り付けられていなかったものです。

なお、『エレベーター構造規格』あるいは『簡易リフト構造規格』には、これら以外にも各種要件が定められているので、注意して下さい。（簡易リフトの主な構造要件については、図1参照）
また、労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター（簡易リフトを含む）は、製造業など工業的業種（労働基準法別表第一第一号から第五号までに掲げる事業）の事業場に設置されたものが対象となりますが、建築基準法にも同趣旨の規定がありますので、注意して下さい。

簡易リフトの構造と管理



簡易リフト／荷をガイドレールに沿って昇降する搬器に載せて動力を用いて運搬することを目的とする機械装置のうち、搬器の床面積が1㎡以下又は天井の高さが1.2m以下のもので、建設用リフト以外のものをいう（令1-9）

積載荷重／構造及び材料に応じて、搬器に荷を載せて上昇させることのできる最大の荷重をいう（令12-6 ク規1）

積載荷重が250kg以上の場合は、設置報告書を提出すること（ク規202）

簡易リフトは「簡易リフト構造規格」を具備し、事業者はこれに適合する状態に保持すること（令13-19 安規27、28）

事業者は搬器に労働者を乗せてはならない。また労働者は乗ってはならない（ク規207）

荷の積卸口以外は、壁又は囲いを設けること（構1）

搬器の荷台の積卸口以外は周囲に囲いを設け、内部に運転装置を設けないこと（構4）

搬器の荷台の積卸口の床先との間隔は4cm以下とすること（構5）

積載荷重を明確に標示すること（構19）

積載荷重を超える荷重をかけて使用しないこと（ク規205）

昇降路の荷の積卸口には安全な戸を設けること（構1）

昇降路の積卸口の戸が閉まっていない場合は、搬器が昇降できない装置を設けること（構13）また調整しておくこと（ク規204）

昇降路の積卸口の戸の位置に搬器が停止していない場合は、鍵を使わなければ外から積卸口の戸が開かない装置を設けること（構13）また調整しておくこと（ク規204）

【略記】
 令：労働安全衛生法施行令
 安規：労働安全衛生規則
 ク規：クレーン等安全規則
 構：簡易リフト構造規格

積載荷重が500kg以上で揚程が10mを超えるものは、
 ①支持はりを鉄骨造又は鉄筋コンクリート造とすること
 ②ガイドレールを鋼製とすること（構2、3）

ガイドレールは金具により昇降路に確実に取り付けること（構3）

巻上機は動力遮断時に自動で止まるブレーキを備えること（構9）

巻上ドラムの直径はワイヤロープの直径の20倍以上とし搬器が最低の位置でワイヤがドラムに2巻き以上残ること（構10、17）

巻過防止装置（リミットスイッチ等）を備えること。また調整しておくこと（構13、ク規204）

運転操作ボタン

巻上ワイヤの安全係数は6以上とすること。一よりの間において素線が10%以上切断しているもの又は直径が公称径の7%以上摩耗したものは取り替えること（構17）

機械部分のボルト、ナット、ねじ、キー、コッタ及びピンは、ゆるみ止め又は抜け止めを施すこと（構16）

運搬のため必要でないワイヤロープ、配線、パイプ等を昇降路の内部に設けないこと（構1）

運転について一定の合図を定め、作業者はこの合図を遵守すること。合図はランプ、標示、ベル、伝声管等でもよい（ク規206）

運転操作ボタン

定期自主検査
 ①年次検査の実施（ク規208）
 全部の項目と荷重試験
 ②月例点検の実施（ク規209）

定期自主検査の記録を3年間保存すること（ク規211）

異常を認めたときは直ちに補修すること（ク規212）

作業開始前に、ブレーキ機能の点検を実施すること（ク規210）

基礎コンクリート（沈下防止のこと）